

「令和3年度宮城年末年始労働災害防止強化運動」実施要綱

宮城労働局

1 趣旨、目的

年末年始は、日没時間の早まりによる視界不良、積雪や凍結などで作業環境が厳しくなることに加え、心理的に慌ただしくなる時季であることから、労働災害の防止についても、最も多い事故の型である「転倒」災害の防止をはじめ、これらの事情を踏まえた取組が必要となる。また、多くの事業場において業務繁忙期となるため、労働時間管理や健康管理への配慮もより一層重要となり、さらに、本年においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策も不可欠である。

このようなことから、宮城労働局は、県内すべての労働者にとって健康で労働災害のない明るい年末年始となるよう、「令和3年度宮城年末年始労働災害防止強化運動」を主唱し、県内の各労働災害防止団体等が実施する年末年始の労働災害防止運動などとともに実施するものである。

なお、各事業場においては、本年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から三密回避等基本的な感染防止対策を講じながら、労使協力のもと創意工夫して実施するものとする。

2 実施期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月31日（月）まで

3 主唱者

宮城労働局、各労働基準監督署

4 協賛者

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

5 実施者

各事業場

6 実施事項

(1) 主唱者及び協賛者が実施する事項

- ア 資料等の作成、配付や各種広報媒体を利用した本運動の周知、啓発
- イ 発注機関や各団体に対する本運動の積極的展開のための協力要請等
- ウ 安全衛生パトロール等の実施
- エ 各事業場に対する指導・援助 など

(2) 実施者が実施する事項

裏面「実施事項」のとおり



実 施 事 項

1 管理体制等に関する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の表明、安全衛生パトロールの実施等
- ② 「Safework 向上宣言」*の活用による労働災害防止の気運醸成
- ③ 安全管理者及び衛生管理者、産業医、安全衛生推進者等の職務の徹底
- ④ リスクアセスメントの実施
- ⑤ 安全朝礼及び4 S、KY、TBMなどの自主的安全衛生活動の実施
- ⑥ 安全衛生活動の点検、評価、改善及び新年の安全衛生年間計画の作成

2 安全対策に関する事項


- ① 転倒災害防止対策（参考：STOP！転倒災害プロジェクト等）
- ② 腰痛予防対策（参考：職場における腰痛予防対策指針等）
- ③ 墜落・転落防止対策（参考：足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱、リーフレット『はしごを使う前に／脚立を使う前に』を活用した墜落・転落災害防止の徹底について等）
- ④ 荷役災害防止対策（参考：荷役作業安全ガイドライン等）
- ⑤ 交通労働災害防止対策（参考：交通労働災害防止ガイドライン等）
- ⑥ 高齢労働者等の労働災害防止対策（参考：エイジフレンドリーガイドライン等）
- ⑦ 機械災害の防止対策（参考：機械の包括的な安全基準に関する指針等）
- ⑧ 各種設備や保護具等の総点検と作業手順書、作業マニュアル等の理解・順守徹底

3 健康確保対策に関する事項

- ① 「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策
- ② 労働時間の適正管理と時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進
- ③ 長時間にわたる時間外労働等を行う労働者に対する面接指導等
- ④ 健康診断とその結果に基づく適切な事後措置
- ⑤ メンタルヘルス対策

※ 宮城労働局が運営する、労働災害防止や健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主の意思を企業内外に表明する制度。令和2年に建設業を対象に開始し、本年7月から県内の労働災害防止団体等と連携して全業種に拡大した。

宮城労働局 令和 年 月 日



事業場名 労働サービス株式会社
代表取締役社長 代表取締役 代表取締役 代表取締役

Safework 向上宣言

建設社会に貢献するため、社員と利用者皆様にとって安心・安全な建設づくりに取り組めます。

【実施事項】

- 1 年間安全衛生計画を作成して、定期的に安全衛生活動を行います。
- 2 施設長、安全衛生担当者が、毎日、施設内を点検します。
- 3 4S（整理、整頓、清掃、清磨）を徹底し、転倒災害を防止します。
- 4 労働条件を明確にし、疲労状態を改善して、納得し、快適に働ける環境を整えます。

建設労働者・各労働者代表者、中央労働組合総連合会と安全衛生フォーラム、建設労働者代表団体の協賛で、安全衛生推進者及び労働災害防止推進者等、建設・大規模建設労働災害防止推進協議会、労働・大規模建設労働災害防止推進協議会、労働・大規模建設労働災害防止推進協議会、労働・大規模建設労働災害防止推進協議会